様式第１号(第12条関係)

特定建設工事共同企業体協定書

　(目的)

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

　東近江市の発注に係る　　　　　　　　　工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下単に「建設工事」という。)の請負

　(名称)

第２条　当共同企業体は、　　　　　　　　特定建設工事共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

　(事務所の所在地)

第３条　当企業体は、事務所を○○県○○○市○○○町○○番地に置く。

　(成立の時期及び解散の時期)

第４条　当企業体は、　　年　　月　　日に成立し、建設工事の請負契約の工事の完成後３箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　建設工事を請負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定に係わらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

　(構成員の住所及び名称)

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　○○県○○市○○町○○番地

　　　　　○○建設株式会社

　　　　　代表者職氏名

　　　　○○県○○市○○町○○番地

　　　　　○○建設株式会社

　　　　　代表者職氏名

　(代表者の名称)

第６条　当企業体は、○○建設株式会社を代表者とする。

　(代表者の権限)

第７条　当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに入札、契約の締結、請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求及び受領並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

　(構成員の出資の割合)

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事に係る請負契約の内容に変更があっても、構成員の出資の割合は、変わらないものとする。

　　　　　　○○建設株式会社　　○○％

　　　　　　○○建設株式会社　　○○％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を斟酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

　(運営委員会)

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成にあたるものとする。

　(構成員の責任)

第10条　各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約及びその他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

　(取引金融機関)

第11条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

　(決算)

第12条　当企業体は、工事のしゅん工の都度、当該工事について決算するものとする。

　(利益金の配当の割合)

第13条　決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

　(欠損金の負担の割合)

第14条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

　(権利義務の譲渡の制限)

第15条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

　(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成するものとする。

３　第1項の規定により構成員のうち脱退したものがあるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わないものとする。

　(構成員の除名)

第17条　当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3　第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

　(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第18条　構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第２項から第５項までを準用するものとする。

　(代表者の変更)

第19条　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができる。

　(解散後の契約不適合責任)

第20条　当企業体が解散した後においても、当該建設工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

　(協定書に定めのない事項)

第21条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　○○○建設会社他○社は、上記のとおり○○○○特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、1通を発注者に提出し、各自所有するものとする。

　　　　年　　月　　日

構成員　　　住所

(代表者) 　　商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

構成員　　　住所

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

様式第２号（第12条関係）

特定建設工事共同企業体委任状

年　　月　　日

　東近江市長　　　　　　　　　　様

　共同企業体の名称：　　　　　　　　　　　　　　　特定建設工事共同企業体

構成員　　住所

(代表者)　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　電話　　　　　　　FAX

構成員　　住所

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

　この度、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、上記のとおり特定建設工事共同企業体を結成したので、当企業体の成立の日から解散の日まで　　　　　　工事について、次の権限を当共同企業体代表者に委任します。

　この場合の使用印は次のとおりです。

|  |
| --- |
| 使用印 |
| 　 |

　　委任事項

　１　工事の入札及び見積りに関する一切の権限

　２　工事請負契約に係る一切の権限

　３　工事請負代金及び前払金の請求、受領に関する一切の権限

　４　上記権限の範囲内において、復代理人を選任する権限

　５　その他工事の施工に関し諸届け、諸報告の提出に関する一切の権限

様式第３号(第14条関係)

特定建設工事共同企業体解散届

年　　月　　日

　東近江市長　　　　　　　　　様

　共同企業体の名称：　　　　　　　　　　　　　　　特定建設工事共同企業体

構成員　　住所

(代表者)　　商号又は名称

代表者職氏名　　　 　 　　　　　　㊞

構成員　　住所

　　　　　　　　　商号又は名称

代表者職氏名　 　　 　　　　　　　㊞

　この度、東近江市発注に係る○○○○工事に関し、　　年　　月　　日に成立した○○○特定建設工事共同企業体につき、　　年　　月　　日付けで解散します。

　なお、解散日以降、工事に係る当企業体の協定書は効力を失い、各構成員に対する一切の権利義務はないものとします。ただし、当該工事につき瑕疵があったときは、各構成員は、共同連帯してその責に任ずるものとします。

様式第４号(第15条関係)

特定建設工事共同企業体編成表

年　　月　　日作成

　　　　　　　(共同企業体名)　　　　　　　　　　　　特定建設工事共同企業体

注　この表は、標準例であり、実情に応じて適宜作成のこと。